

JICPA、「品質管理レビュー制度Q&A」を公表

日本公認会計士協会（以下「JICPA」）は、「品質管理レビュー制度Q&A」（以下「Q&A」）を2015年9月24日付で作成し、2015年10月15日に公表した。2015年5月29日付けで改正された監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（以下「監基報260」）により、監査事務所の品質管理システムの整備・運用状況に関する監査人の伝達義務が明確化され、監査事務所の品質管理システムの外部のレビューまたは検査の結果を、監査人から監査役等へ伝達すべきこととなった。このような状況を踏まえ、2015年7月から適用されている品質管理レビュー制度等の概要について、JICPA会員のみではなく、監査役等にも理解を促すために、Q&Aが公表された。

以下、Q&Aの主な概要を紹介する。

ポイント

- 2015年5月29日付けの監基報260の改正に基づく品質管理レビューの結果等の監査人から監査役等への伝達に当たり、品質管理レビュー制度等の概要について、監査役等にも理解を促すため、Q&Aが公表された。
- 2015年7月より、新たな品質管理レビュー制度が適用されている。

I. Q&A公表の背景

JICPAは、1999年度より自主規制として品質管理レビューの運用を開始しており、何回かの改正を経て、現在は公認会計士法の下、金融庁の公認会計士・監査審査会のモニタリングを受けている。

また、JICPAにおいて2007年からは、社会的影響のある上場会社を監査する、公認会計士または監査法人（以下「監査事務所」）の品質管理体制を強化し、財務諸表監査の信頼性を確保するため、上場会社監査事務所登録制度も運用されている。さらには、東京証券取引所の有価証券上場規程等により、上場会社は、上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の監査を受けることが要件とされている。

このような状況を踏まえ、JICPAは、公認会計士の使命であるパブリック・インタレスト（公共の利益）の擁護の観点から、外部の有識者を含めたプロジェクト・チームにより今後の品質管理レビューのあり方・方向性について検討を行い、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の改正のために必要な会則・規則の変更を行った。これらの制度改正の主なものは、2015年7月以後に実施する品質管理レビューから適用されている。

一方、監査役等と監査人は、それぞれの職責を果たす上での相互連携に努めており、直近の日本監査役協会とJICPAの共同研究報告「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」では、監査人は監査の各段階において、監査役等と連携を図らなければならないことが明記され、2015年5月29日には監基報260が改正され、監査事務所の品質管理システムの整備・運用状況に関する監査人の伝達義務が明確化された（Q&A25）。

なお、2015年5月29日付けで改正された、監基報260「監査役等とのコミュニケーション」については、次のリンクを参照されたい。

<http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/news/jgaap-jgaas-news-flash/Pages/jgaas-news-flash-2015-06-01.aspx>

このような状況の下、JICPA会員のみならず監査役等にも2015年7月から適用されている品質管理レビュー制度等の概要について理解を促すため、Q&Aが公表された。

Ⅱ. 2015年7月から適用されている品質管理レビュー制度の概要

次に、2015年7月から適用されている品質管理レビュー制度の概要を紹介する。

1. 2015年7月から適用されている品質管理レビュー制度

(1) 品質管理レビューの性格の変更

監査業務に対する社会的信頼を維持、確保し、監査制度の充実発展を図るためには、品質管理の質的水準が十分でない監査事務所に対して品質管理の充実のための自助努力を促すとともにその状況を監督していくことが必要であることから、品質管理レビューの性格が「指導的性格」から「指導及び監督」に変更され、品質管理レビュー制度内に品質管理レビューの結果に基づく措置制度が新設された(Q&A4)。しかし、品質管理レビューは、「摘発若しくは懲戒又は監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではない。」ということに変更はないとしている(Q&A6)。

(2) 品質管理レビューの対象の拡大

従来、品質管理レビューは公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等の監査を行う事務所を対象としていたが、公認会計士法第2条第1項業務(監査業務)を行う全ての監査事務所がレビュー対象監査事務所とされ、また公認会計士法第2条第1項業務の全てがレビュー対象監査業務とされており、レビュー対象が拡大されている。

ただし、品質管理レビューの実効性を確保するため、会則改正(2014年7月)前の品質管理レビューの対象監査事務所である、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等の監査業務に係る契約を締結している監査事務所を、品質管理レビューの対象監査事務所の中核として運用することとされている。

(3) 機動レビュー及び特別レビューの新設

改正前の品質管理レビューを通常レビューの中の定期レビューとして位置づけ、監査事務所の品質管理の状況を緊急に確認する必要があると判断した場合に、機動性をもつレビュー制度とするため、定期レビューを補完する必要がある場合に実施する機動レビュー制度が新設された。また、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に通常レビューとは別に臨時的に実施する特別レビュー制度も新設された(Q&A3、4)。

品質管理レビューの種類		内容
通常レビュー		監査事務所の行う品質管理状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為
	定期レビュー	原則として3年に1度(大手は、2年に1度)の頻度により計画的に実施
	機動レビュー	定期レビューを補完する必要があるとJICPA品質管理委員会が判断した場合に実施
特別レビュー		監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に、当該事態に関係する監査事務所の特定の分野または特定の監査業務に係る品質管理をレビューし、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為
フォローアップ・レビュー		前回の通常レビューまたは特別レビューにおいて提出された改善計画書に記載の改善措置の内容に従って監査事務所が実施した是正措置の状況等を確認することにより、改善措置の状況を確認することを目的として実施するレビュー
再フォローアップ・レビュー		前回のフォローアップ・レビューにおいて改善の不十分な事項がある場合に実施されるフォローアップ・レビュー

2. 品質管理レビューの結果、結論及び措置

(1) 品質管理レビューの結果

通常レビューが実施された場合には、その結果として品質管理レビュー報告書及び改善勧告書が監査事務所に交付される。改善勧告を受けた監査事務所に対しては、翌年度にフォローアップ・レビューにより改善状況の確認が行われる。フォローアップ・レビューの結果は、フォローアップ・レビュー報告書に記載され監査事務所に通知される(Q&A11)。

(2) 品質管理レビューの結論

通常レビューの結果は、品質管理レビューの結論として品質管理レビュー報告書に記載される。品質管理レビューの結論には、次表のように「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」、「否定的結論」の種類がある。結論の表明を行うための合理的な基礎を得ることができなかった場合には、結論は表明されないこととなる(Q&A13)。

結論の種類等	内容
限定事項のない結論	以下の両方が認められた場合 ■ 監査事務所の定めた品質管理システムには、品質管理の基準に適合していない重要な事項はない。 ■ レビュー対象期間に属する日付を付して作成した監査報告書に係る監査業務において、監査事務所の品質管理のシステムに準拠していない重要な事項はない。
限定事項付き結論	重要な事実が見受けられ、監査業務に関連する基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合

否定的結論	重要な事実が見受けられ、監査業務に関連する基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している重大な懸念があり、かつ、個別業務において監査業務に関連する基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠性違反があると認められた場合
結論の不表明	実施対象となる事項の一部または全部について、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続に基づく主要なレビュー手続の一部または全部を実施できなかった等の理由により、品質管理レビュー報告書において結論の表明を行うための合理的な基礎を得ることができなかった場合

(3) 限定事項及び改善勧告事項

通常レビューにおける発見事項は、次表のように整理されるが、このうち、限定事項及び改善勧告事項は監査人から監査役等への伝達事項とされている。

区分	内容
発見事項	品質管理システムの不備あるいは運用上の問題が発見された場合で、それが原因となって監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠性違反が発生している懸念がある場合
注意喚起事項	発見事項のうち、改善勧告事項にならない場合
改善勧告事項※	発見事項のうち、重要な準拠性違反が発生している懸念がある場合
限定事項※	改善勧告事項のうち、重要な準拠性違反が発生している相当程度の懸念または重大な懸念がある場合。これには、品質管理レビューの結論を限定する原因となった事項だけでなく、否定的結論を表明する原因となった事項も含まれる

※ 監査人から監査役等への伝達事項

(4) 品質管理レビューの結果に基づく措置

品質管理レビューの結果に基づき、注意、嚴重注意及び監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告の措置が決定されることがある。また、上場会社監査事務所登録名簿等に登録された監査事務所に対して品質管理の状況のレビューが実施されたときは、その結果に基づく措置の種類に応じて、「限定事項等の概要の開示」、「上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示」等の措置がとられることがある(Q&A14)。

品質管理レビューの結果に基づく措置に関する考え方は、次表のとおりである。

結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 フォローアップ・ レビュー／レビュー (改善不十分)	レビュー3回目 フォローアップ・ レビュー／レビュー (改善不十分)
レビュー拒否・非協力	措置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
	上場部会名簿	抹消		
否定的結論	措置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
	上場部会名簿	抹消		
限定事項付き結論(極めて重要な準拠性違反あり)	措置	厳重注意	辞退勧告	辞退勧告
	上場部会名簿	開示	抹消	
限定事項付き結論	措置	注意	厳重注意	辞退勧告
	上場部会名簿	—	開示	抹消
限定事項のない結論における改善勧告事項	措置	なし	注意	厳重注意
	上場部会名簿	—	—	開示

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-jgaas@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International..